

議案第64号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和6年11月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)」が施行されることに伴い、
所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(案)

(木津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 木津川市職員の給与に関する条例(平成19年木津川市条例第47号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分</p>

を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
（期末手当の支給の一時差止め）

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止

を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
（期末手当の支給の一時差止め）

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止

<p>処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>
--	---

(木津川市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第2条 木津川市ラブホテル建築規制条例(平成19年木津川市条例第183号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第10条 第3条第3項の規定に違反してラブホテルを建築し、若しくはラブホテルを目的とする修繕若しくは模様替えをした者又は第7条第1項の規定による中止命令等に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は<u>3万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第8</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 第3条第3項の規定に違反してラブホテルを建築し、若しくはラブホテルを目的とする修繕若しくは模様替えをした者又は第7条第1項の規定による中止命令等に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は<u>30,000円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第8</p>

<p>条の規定による建築物の立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、<u>1万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>条の規定による建築物の立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、<u>10,000円</u>以下の罰金に処する。</p>
---	---

(木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成19年木津川市条例第202号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

(木津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 木津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第205号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p>

(2) ~ (5) (略)	(2) ~ (5) (略)
---------------	---------------

(木津川市暴力団排除条例の一部改正)

第5条 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(罰則) 第18条 第10条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2・3 (略)	(罰則) 第18条 第10条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2・3 (略)

(木津川市表彰条例の一部改正)

第6条 木津川市表彰条例（平成26年木津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(資格の喪失) 第16条 名誉市民及び自治功労者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失うものとする。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)	(資格の喪失) 第16条 名誉市民及び自治功労者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失うものとする。 (1) (略) (2) <u>懲役又は禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)

(木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木津川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="311 591 405 624">附 則</p> <p data-bbox="269 651 783 748">（木津川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p data-bbox="221 777 413 810">第3条 （略）</p> <p data-bbox="228 840 413 873">2～4 （略）</p> <p data-bbox="228 902 783 1935">5 第1項第1号に掲げる者、この条例の施行の際現に旧条例第14条第2項の受託業務に従事している者若しくはこの条例の施行前において当該受託業務に従事していた者又はこの条例の施行の際現に旧事実行為を行う指定管理者に属している者若しくはこの条例の施行前において旧事実行為を行う指定管理者に属していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前に旧実施機関が保有していた個人の秘密に当たる旧個人情報が記録された個人情報ファイル（旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した旧公文書をいい、その全部又は一部を複</p>	<p data-bbox="898 591 992 624">附 則</p> <p data-bbox="836 651 1366 748">（木津川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p data-bbox="804 777 995 810">第3条 （略）</p> <p data-bbox="810 840 995 873">2～4 （略）</p> <p data-bbox="810 902 1366 1935">5 第1項第1号に掲げる者、この条例の施行の際現に旧条例第14条第2項の受託業務に従事している者若しくはこの条例の施行前において当該受託業務に従事していた者又はこの条例の施行の際現に旧事実行為を行う指定管理者に属している者若しくはこの条例の施行前において旧事実行為を行う指定管理者に属していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前に旧実施機関が保有していた個人の秘密に当たる旧個人情報が記録された個人情報ファイル（旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した旧公文書をいい、その全部又は一部を複</p>

<p>製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記載された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記載された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7～10 (略)</p>
--	--

(木津川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第8条 木津川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年木津川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属す</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属す</p>

る事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

る事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」と

いう。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(木津川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の木津川市職員の給与に関する条例第17条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。